

「富山県商工業者等によるにぎわいと魅力あるまちづくり推進条例（仮称）」
素案に関する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

1 条例素案の作成者

自由民主党富山県議会議員会

まちづくり条例（仮称）検討プロジェクトチーム（座長 中川 忠昭）

2 意見募集期間

平成22年4月5日（月）から5月6日（木）まで

3 意見募集方法

県議会ホームページ、県庁（議会事務局調査課、県民サロン、情報公開窓口）、各地方県民相談室（高岡・魚津・砺波）、県立図書館で閲覧

4 意見提出者数

50人

【提出方法】

郵送	ファクシミリ	電子メール	計
1人	34人	15人	50人

5 意見提出件数

55件

【提出内容】

意見の内容	件数
・条例の意義等、施行期日について	27件
・条例の前文及び各条文等について	16件
・条例の制定を踏まえた施策等について	12件
計	55件

6 意見の概要及び意見に対する条例素案作成者の考え方

番号	意見の概要	意見に対する条例素案作成者の考え方	関係 条文
1	早期の条例施行を希望。県外大型店等と地元企業が力を合わせて地域貢献に寄与する意識が醸成されることを期待。	貴重なご意見として伺いました。 この条例の制定を契機として、すべての商工業者（大型店や全国チェーン店を含む。）が相互に協力しあう気運が醸成され、にぎわいと魅力あるまちづくりが推進されることを期待しています。	
2	条例制定により、県外大型店等が商工会に加入し、地元企業とともに地域貢献に寄与していこうとする気運が高まることを期待。	条例の施行時期については、3ヶ月程度の周知期間を経て、速やかに施行すべきと考えています。	
3	早期の条例制定・施行を期待。県外企業等に、地域の活性化に取り組む地元企業の姿勢を示し、協力を求めるいい機会になる。		
4	地域商工業の活性化に向けた商工業者の団結のためには、条例制定は大きな意味がある。すべての商工業者が地域の商工団体に加入し、積極的に活動することを希望。		
5	早期の条例制定・施行を希望。条例制定により、県外大型店等が商工会に加入し、地元企業とともに地域貢献に寄与していこうとする意識が生まれる。		
6	早期の条例制定・施行を希望。地域の人のつながりを強くし、住む人がまちをもっと好きになることを期待。		
7	条例制定により、商工業者の意識改革につながるとともに、商工会加入への後押しとなり、魅力あるまちづくりへの貢献となることを期待。		
8	早期の条例施行を希望。条例制定により、地域の商店街ににぎわいが創出され、交流人口の増加につながる。		
9	条例制定に賛同。地域の活性化には、全企業の商工会加入が不可欠。		
10	早期の条例制定・施行を希望。条例制定により、地域で企業活動する際に商工会に加入し、一緒に地域貢献に寄与していこうとする意識が生まれる。		
11	商店街が弱体化、高齢化傾向にある中で、条例の施行は、まちづくり推進の起爆剤となる。		
12	早期の条例制定・施行を期待。県外企業等に、地域づくりを推進する商工会活動への理解が深まり、共に地域貢献に寄与していくという意識が生まれる。		
13	県レベルでの条例制定により、県外大型店等が商工会等に加入し、共に地域の賑わいづくりを考える一助となれば、商業基盤の再構築につながる。		

14	条例制定により、地域の商工業者が一丸となって地域に貢献できると思う。		
15	条例制定・施行に賛成。条例案は、商工業者・団体、県民、県が官民一体となって地域の活性化等の取組みに参画する土壌づくりに資する。		
16	県外資本の業者は、地域の経済活動へ貢献している一方で地域住民に支えられており、商工団体へ加入の上、まちづくりへの意識を共有して協力してもらいたい。		
17	早期の条例制定・施行を希望。条例制定により、商工会に加入し、一緒に地域貢献に寄与していく意識が生まれることを願う。		
18	早期の条例制定・施行を希望。条例制定により、商工会に加入し、一緒に地域貢献に寄与していく意識が生まれる。条例制定により、商工会への加入を要請できる。		
19	今後商工会の役割はますます大きくなると考えられ、地域に対しての役割を担える強固な組織を維持するためにも、条例制定を要望。		
20	条例制定に賛同。商工会加入の動機付けになり、商工業振興や地域社会の維持・発展につながる。		
21	商工業の会員確保に心強く、ぜひ条例を制定されたい。		
22	早期の条例制定・施行を希望。県外業者の発展には、地域の既存業者や住民との密接な関係が必要であり、条例がその架け橋になることを期待。		
23	早期の条例制定・施行を希望。条例制定により、商工会に加入し、一緒に地域貢献に寄与していく大切さが醸成される。		
24	早期の条例制定・施行を希望。条例制定により、商工会を中心に地域が盛り上がり、一体となって頑張る気力が湧く。		
25	条例制定・施行に賛成。条例制定により、地域商工団体と連携して地域貢献を行う必要性の認識が深まる。		
26	条例は必要。大手資本等はまちづくりに積極的に参画することが望ましい。		
27	不況の時期に、商工業者に積極的な活動への参加や応分の寄与を求める内容の条例は、タイミングがよくない。	ご指摘のとおり、昨今の経済状況には大変厳しいものがありますが、こうした状況においてこそ、すべての商工業者が相互に協力することによってにぎわいと魅力あるまちづくりに取り組む必要があるのではないかと考えております。	

28	前文は条例案制定に向けた熱い思いが感じられるが、冗長気味に感じられ、もう少し簡潔にまとめてほしい。	前文について、条例制定の趣旨や基本的な考え方がより明確になるよう、簡潔な文章に修正します。	前文
29	前文は簡潔にまとめてほしい。		
30	前文をもう少し短くできないか。		
31	前文について、「車社会の到来や急速な少子高齢化の進展、消費者の価値観の多様化など」は商工業者の取組では対応困難で、もう少し行政の責任が全面に出てもよいのでは。		
32	前文において、バブル崩壊が日本の産業構造の変わり目で中央集権型から地方分権型に変わる一歩であること、大量生産・消費・廃棄の20世紀型産業から環境重視の21世紀型産業へシフトする中で地域の主体性が重要であることが謳われる必要がある。	前文では、商工業者等によるにぎわいと魅力あるまちづくりに関する本県の現状と課題について、簡潔に示すことを主眼としました。	前文
33	第1条(目的)の条文を少し短くして分かりやすくした方がよい。	第1条については、条例制定の目的について、必要な内容を規定したものと考えております。	第1条(目的)
34	商工業者はできる限り商工団体に加入し地域貢献に寄与する旨の条文があればよい。	第3条第2項において、商工業者は、商工団体等に参加すること等により、商工団体等が行うにぎわいと魅力あるまちづくりを推進する活動に積極的に参加するよう努めることを規定しています。	第3条(商工業者の取組)
35	まちづくりには地元住民の参加が必要。第5条(県民の協力)の規定は命令調なので、県民が自発的に参画してくれるような表現に変えればどうか。	にぎわいと魅力あるまちづくりを推進していくためには、商工業者や商工団体等の取組だけでなく、地域住民の存在が欠かせないとの趣旨から県民の協力に関する規定を設けております。	第5条(県民の協力)
36	まちづくりの総合的な検討には、さまざまな情報が必要であり、第6条(県の責務)に、「情報の提供や助言、その他必要な支援」と規定してほしい。	にぎわいと魅力あるまちづくりを推進するためには、情報の提供や助言はもちろんのこと、まちのにぎわいの拠点を創出する事業や地域の魅力を発信する取組への支援の拡充、店舗の魅力の向上、空き店舗の解消など中心市街地・商店街の活性化に対する総合的な支援、後継者等人材の育成・起業支援、商工団体等が行う地域貢献活動に対する支援など様々な施策が総合的に実施される必要があると考えております。	第6条(県の責務)

37	第6条(県の責務)の条文は、必要な支援の内容を具体的に「商工団体等への加入の勧奨」とし、県(市町村)として積極的に関わるようにしてほしい。	この条例は、すべての商工業者と商工団体等が、にぎわいと魅力あるまちづくりを推進する活動に積極的に取り組み、相互に協力する気運を醸成することをねらいとしておりますので、ご理解をお願いいたします。	第6条(県の責務)
38	第6条(県の責務)に、第2項として、商工団体等の求めに応じて、県が商工団体等に未加入の業者に対し、団体等への加入や地域貢献活動等への協力の指導等に努める旨の条文を追加してほしい。		
39	魅力あるまちづくりには、人材の発掘と育成・支援を「民」・「産」・「学」・「官」が連携して推進する必要があるが、条例案には「学」が受け持つ役割に関する部分がない。専門的知識の助言や情報共有も必要。	この条例では、商工業者等によるにぎわいと魅力あるまちづくりの取組に焦点を当てていますが、ご指摘のとおり、魅力あるまちづくりには、大学や研究機関との連携も必要な場合があり、今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。	
40	地域が疲弊している中で条例制定を高く評価。市町村の責務を明確にすべき。	前文、第4条(商工団体等の役割)及び第6条(県の責務)において、商工団体等及び県が、市町村と連携してにぎわいと魅力あるまちづくりを推進することを規定しています。 市町村においては、それぞれの判断により地域の実情に応じた取組がなされるものと考えております。	
41	市町村でも同様の条例が制定・施行されるよう力添えを要望。		
42	市町村等でも規則等の制定を希望。		
43	地域外から進出の事業者に、商工会への加入をある程度義務化する方策を検討してほしい。	今後の議員活動等を通じた取組にあたり、貴重なご意見として伺いました。 なお、第3条第2項では、商工業者(地域外から参入した事業者を含む。)が、商工団体等に加入すること等により、商工団体等が行うにぎわいと魅力あるまちづくりを推進する活動に積極的に参加するよう努めることを規定しています。	
44	条例制定に賛同。条例の精神を事業者に浸透させることが最も重要。	条例制定後は、条例の趣旨や内容について、大型店やチェーン店等の商工業者に対し、県とともに十分周知を図ってまいります。	
45	条例制定後、県として大型店やチェーン店等にどう対応するのか。		
46	条例の制定は必要だが、施行にあたっては、現状の問題(商工団体における会費のあり方、業者間のビジネスマッチング機会の拡大等)の見直しで、より効果が期待できる。	この条例の制定を契機とした商工団体の取組により、県外から進出した大型店や全国チェーン店と地元業者が相互に協力しあう気運が醸成され、にぎわいと魅力あるまちづくりが推進されることを期待しています。	
47	商工団体として、具体的な活動指針や行動計画の策定を義務付けるなどにより、アウトサイダー等の協力を担保して取組の実効を期すべき。		

48	<p>商工業者のみによる地域づくり推進は困難で、広く参加を呼びかける本条例案に期待。一般県民も広く参加できるような取組みの推進が必要。</p>	<p>今後の議員活動等を通じた取組にあたり、貴重なご意見として伺いました。条例施行後は、この条例の趣旨を踏まえた施策が実施されるよう努めてまいります。</p>		
49	<p>条例制定により、地域の商工業者、県外資本の大型店等と地域住民が一体となって地域貢献に取り組む効果に期待。今後、更に気運を盛り上げ、具体的な行動の役割分担を明確にして成果をあげてほしい。</p>			
50	<p>北陸新幹線の開業により、購買力の流出が懸念される。魅力あるまちづくり推進のため、地域の若者が行動を起こしやすい体制を早期に整えてほしい。</p>			
51	<p>北陸新幹線の開業による交流人口の拡大を活かしたまちづくりが必要。</p>			
52	<p>環境重視の経済活動や地域主体のまちづくりのため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域再投資制度 ・地元食材等の優先制度 ・プロデューサー・コーディネーター育成制度 <p>を提案する。</p>			
53	<p>商工業者にのみ負担を強いる取組でなく、地域住民として積極的に対話し意見交換していくことも必要。</p>			
54	<p>行政、商工業者、商工団体等の地域ごとの代表者会議で、今後の展望を模索することを希望。</p>			
55	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や商工団体への積極的な参画 ・イベント等への応分の協力、まちづくりへの協働参画 ・飲食店のチェーン店等も対象とすること ・出店・撤退時の地元相談（届出）の努力義務を設けること ・市町村独自の地元還元税等の検討を要望 	<p>今後の議員活動等を通じた取組にあたり、貴重なご意見として伺いました。なお、条例で規定している商工業者には、飲食店のチェーン店等も含まれます。</p>		